

認定こども園函館市つつじ保育園運営規程

認定こども園函館市つつじ保育園運営規程（平成27年4月1日施行）の全部を改正する。

（施設の名称および所在地）

第1条 函館市が設置する保育所型認定こども園の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 認定こども園函館市つつじ保育園

(2) 所在地 函館市日ノ浜町172番地8

（施設の目的）

第2条 当園は、認定こども園として、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子ども（以下「園児」という。）の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 乳幼児期における教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、その提供に当たっては、乳幼児期の特性および保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めるものとする。

2 保育士等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児とともによりよい教育・保育の環境を創造するように努めるものとする。

3 当園は、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法その他の関係法令ならびに関係条例・規則を遵守して運営する。

（提供する教育・保育の内容）

第4条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、保育所保育指針およびこれに則って作成する「全体的な計画」に基づき、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

（子育て支援）

第5条 当園は、保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長および園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園だよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施する。

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）

園内に乳幼児およびその保護者が相互に交流する場（子育てサロン）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

(2) 預かり保育

(3) 延長保育

(職員の職種、員数および職務の内容)

第6条 当園に配置する職員の職種、員数および職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数は、利用園児数により変動することがある。

職種	員数	職務の内容
園長	1人	当園の業務を統括し、会計事務を行う。
保育士	10人	園児の教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行い、または子育てサロンを拠点に地域の保護者等の子育て支援活動を行う。
嘱託医	1人	園児の健康管理に関する業務を行う。
調理員	2人	給食に関する業務を行う。
その他必要な職員	当園の運営上必要な員数	教育・保育の補助等

(子どもの区分ごとの利用定員)

第7条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定子ども	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号認定子ども	—	—	—	8人	11人	11人	30人
3号認定子ども	3人	6人	6人		—		15人
合計	3人	6人	6人	13人	16人	16人	60人

(開園日および開園時間等)

第8条 当園の開園日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日・休日および年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

2 当園の通常の開園時間は、午前7時15分から午後6時15分までとする（11時間）。

3 子育てサロンは、第1項の開園日のうち、月曜日から金曜日に開設し、その開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

(教育・保育を提供する日および時間等)

第9条 当園の教育・保育を提供する日およびその通常の利用時間は、次のとおりとする。

認定区分	提供日	保育必要量	通常の利用時間
1号認定子ども	月～土曜日	教育標準時間 (4時間)	次に掲げるいずれかの時間 ①午前9時から午後1時まで ②午前8時30分から午後1時30分 までの間の4時間
2号認定子ども および 3号認定子ども	月～土曜日	保育標準時間 (11時間)	通常の利用時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間
		保育短時間 (8時間)	午前8時から午後4時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間

2 前項の規定にかかわらず、保護者の就労等の理由により保育が必要なときは、次の区分に応じて、預かり保育または延長保育を提供するものとする。

保育必要量	提供日	預かり保育または延長保育の提供時間
教育標準時間 (預かり保育)	月～土曜日	通常の開園時間のうち、前項の①または②を除いた時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間
保育標準期間 (延長保育)	月～土曜日	通常の開園時間の後1時間(午後6時15分から午後7時15分まで)の範囲内で保護者が保育を必要とする時間
保育短時間 (延長保育)	月～土曜日	午前7時15分から午前8時までおよび午後4時から午後7時15分までの時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間

(保育料その他の費用の種類等)

第10条 保護者は、保護者の居住する市町村の長が定める保育料(月額で規定されているものをいう。)を、市へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、保護者は、別表に掲げる費用を市または当園へ支払うものとする。

(利用の開始および終了に関する事項等)

第11条 当園は、1号認定子どもの保護者から利用申込みがあった場合は、次に掲げる理由があるときを除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがないとき
- (2) 利用定員を上回る利用の申込みがあったとき
- (3) 当該子どもに特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがあるとき

2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあったときは、保育を必要とする度合いの高い子どもから入園する者を決定する。

3 2号認定子どもおよび3号認定子どもの保護者から利用申込みがあったときは、児童福祉法第24条第3項の規定に基づく市の利用の調整を経て入園を決定する。

4 園児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども、2号認定子どもおよび3号認定子どもでなくなったとき
- (2) 保護者から当園を退園する旨の届出書の提出があったとき
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第12条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医または園児の主治医に相談するなどの措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市および園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 事故が発生した場合には、事故の状況および事故に際して採った処置について記録すると

ともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、適切に対応する。

(非常災害対策)

第13条 園長または防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、採るべき措置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月1回園児および職員の避難および消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護および虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 園児の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 園児にわいせつな行為をすること、またはさせること
- (3) 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、他の園児による前2号または次号に掲げる行為の放置その他の職員としての養育または業務を著しく怠ること
- (4) 園児に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員または養育者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市および児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、その結果に基づき、必要な改善を行う。

3 苦情内容および苦情に対する対応、改善策について記録する。

(保護者に対する支援)

第16条 当園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと教育・保育や支援を行う。園児や保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築と維持に努める。

(業務の質の評価)

第17条 当園は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上に努める。

2 保育士等の自己評価および当園の自己評価については年1回以上行い、当園の自己評価についてはその結果を公表する。

(秘密の保持)

第18条 当園の職員は、業務上知り得た園児および保護者の秘密を保持する。職員でなくなった後においても同様とする。

2 地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

(記録の整備)

第19条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間

(3) 市への通知に係る記録 5年間

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録 5年間

(5) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 5年間

(6) 保育所児童保育要録 当該園児が小学校を卒業するまでの間

(その他の事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、当園の管理および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

費 目	内容および負担を求める理由・目的	金 額
行事参加費	親子遠足等の行事への参加に要する費用	当園が定める実費
給食費（※1）	1号認定子どもおよび2号認定子どもの食事の提供に係る副食材料費	月額 4,900円 (一定所得以下の世帯など免除対象者は0円)
日本スポーツ振興センター共済掛金	当園の管理下における園児の災害に備えるため	年額 260円 (生活保護世帯は30円)
延長保育料（※2）	函館市つつじ保育園条例第4条に規定	1時間につき20円（※3） (午後6時30分を経過したときは1日につき200円を加算)
預かり保育料（※2）	函館市つつじ保育園条例第6条に規定	1日につき400円
<p>備考</p> <p>※1 月の中で入園・退園した園児に係る当該月の給食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月の中で入園 $\text{給食費の月額} \times \frac{\text{入園日からの当該月の開園日数（上限25日）}}{25\text{日}}$</p> <p>(2) 月の中で退園 $\text{給食費の月額} \times \frac{\text{退園日の前日までの当該月の開園日数（上限25日）}}{25\text{日}}$</p> <p>※2 保育を受けた時間が、通常の教育・保育時間の前後それぞれ15分以内である場合、延長保育料および預かり保育料は徴収しない。</p> <p>※3 1時間未満の時間は、1時間とする。</p>		